

## 「布川事件」の再審開始決定に関する会長声明

1967（昭和42）年8月に茨城県利根町布川で発生した強盗殺人事件、いわゆる布川事件について、本年7月14日、東京高等裁判所第4刑事部は、請求人櫻井昌司氏、同杉山卓男氏による第2次再審請求にかかる即時抗告審において、検察官による即時抗告を棄却し、2005（平成17）年9月21日に水戸地方裁判所土浦支部が下した再審開始決定を維持する決定を下した。

請求人両氏は、別件逮捕され、捜査過程で自白したものの、第一審公判開始以来今日まで一貫して無実を叫び続けてきた。1978（昭和53）年に最高裁で上告棄却決定がなされ、両氏の無期懲役の判決が確定したが、日本弁護士連合会は、慎重な審理を経て再審請求の支援を決定し、布川事件委員会を構成して弁護活動を支えてきた。

東京高裁の決定は、事件の証拠構造を、犯行に接着した時間帯と場所で請求人らを目撃した6名の供述という状況証拠と、請求人両氏の自白の2つで成立している、と分析したうえ、再審請求で提出された新証拠と、確定審で提出されていた旧証拠を総合評価して確定判決の検討を行い、証拠構造にも信用性が認められないと判断した。その結果、確定判決の事実認定に合理的疑いが生じているとして、原決定の判断を正当なものと認め、検察官の即時抗告を棄却したものである。

この決定は、最高裁の白鳥・財田川決定が、再審手続にも疑わしきは被告人の利益にという原則が適用されること、新旧証拠を総合評価して判断すべきことを明らかにした趣旨を正しく踏まえたものであり、無事の救済という再審制度の役割を果たすものとして高く評価する。

今回の決定は、捜査の問題点をあらためて浮き彫りにした。

再審開始の根拠とされた新証拠の多くは、弁護人の求めに応じて再審段階で検察庁から新たに開示されたものであった。こうした証拠が早い段階で開示されていたなら、そもそも両氏が有罪判決を受けることがなかった可能性が高い。証拠開示の重要性をあらためて示している。

また、決定は、請求人らが警察の代用監獄で自白したあと、拘置所に送致後に検察官に対して否認すると、代用監獄に「逆送」して再度自白をさせた、という捜査手法について、「虚偽自白を誘発しやすい状況に請求人らを置いたという意味で、大きな問題があった。」と指摘した。典型的な代用監獄制度の弊害というべきである。

また、決定は、両氏の自白を録音したテープについて、新証拠によって11箇所の編集痕があることを認定し、このテープが取調べの全過程にわたるものでないことを指摘して、自白の信用性の裏付けにならないとした。検察庁や警察庁が実施しつつある取調べの一部録画・録音では捜査の公正を確保することはできず、取調べの全過程の録画・録音が必要であることを示している。

茨城県弁護士会は、検察庁が、公益の代表者として、この決定を尊重し、特別抗告することなく、再審公判を開始させることを強く要望する。同時に、来年5月に迫った裁判員制度の実施を前にして、二度と冤罪の悲劇を生むことのないよう、捜査当局・裁判所・そして弁護士会が、この決定を痛切な教訓として、それぞれの立場で努力すべきことを訴えるものである。

2008（平成20）年7月16日

茨城県弁護士会

会長 谷 萩 陽 一